

市民自らの政策を持とう！

第 15 回個人演説会 記録

ホームページ <http://www.seisaku1341motou.sakura.ne.jp>



日時 2014年5月24日（日）

13:30-17:00

会場 岩国市福祉会館

2階小会議室

参加者 7名

河井 一昨日は大飯原発再起動の差し止めと、厚木基地の自衛隊機夜間飛行差し止めという、ふたつの判決の報道がありました。どう評価すべきか、考えなければいけません。今日は井原さんに、根本にある民主主義の問題についてお話しいただき、みんなの討論によって、共同作品としての「提言」文書を作りたいと思います。

民主主義を実現するために —— 提言

井原勝介

井原 たしか昨年7月頃でしたか、一回このテーマでお話しし、その時もいろいろな意見をいただきましたが、それを踏まえてまとめたものですから、前回参加された方は中身はほとんど同じで、少し重なるかもしれませんが、お聞きいただきたいと思います。

「民主主義を実現するために」ということで、いままでやってきた原発問題と違って、すこし理想論的に、私が日頃感じていることをまとめてみようと思って書きましたので、本当にすぐ実現できる

のか、という部分も含まれていますが、その辺りはみなさんのご意見を聞いて、取捨選択していけばいいかと思います。理想論を含めてお聞きいただきたい。

現在の政治の一番大きな問題は民意が反映されてないことだと思っています。最近、裁判の判決が出ました。原発と基地問題に関する判決で、画期的なものだと思いました。詳細は別にして、飛行差し止めも、原発再稼働の差し止めも、一言でいえば、市民、国民一人ひとりの平穏な生活が一番大切だということ、それ

が憲法の基本的人権であって、何よりもそれが大事なのだということが、明確に述べられていると思います。

国防が大事だから、抑止力のためだからといって基地の負担を我慢しろとか、原発がなくなれば電気料金が高くなると言われますが、それはみんなごまかしの議論であって、そんなことより何より、私たち一人ひとりの普通の平穏な生活が大事なんだということを示しているところがすばらしいと思います。

つきつめていけば、情報の操作があったり、国民の本当の思いというものが政治に反映されていないからこそ、私たちの生活が軽視されて、他の論理でごまかされているということだろうと思います。つまり、大切なことは市民みんな決めていくという民主主義というものを実現することが、今の状態を起こさない、或いはこれからの日本の未来を拓く鍵であると思います。基本は、「民主主義をいかに実現していくか」ということが私達の生活を守り、この国のありかたを根本的に変えていくことにつながる、と思いますので、原点に帰って、民主主義について考えてみたいという趣旨です。

<民主主義とは何か>

そのためには、まず「民主主義とは何か」ということを考えなければいけない。そこをつきつめた上で、その本物の民主主義をどう実現するか、両方を考えていかねばならない。

まず民主主義とはなにか、ということについて、私なりに以前から考えてきたことは、民主主義の原則というのはリンカーンの言葉などがありますが、平たくいえば、市民の意思によりすべての政治

が決まっていく、行われていく、という一言に尽きるのではないかと思います。

「市民の意思により」という部分も簡単ではないし、すべての政治が決まるところも一言では片付けられないものがあると思います。すべての政治が決まるというのは、政治がまず選択される選挙において市民の意思がきちんと反映されなければいけない。政治が出来上がる部分で「市民の自由な意思」がきちんと反映されていないければ、その後の政治は推して知るべしということになるわけですから、ここは一番大事なところかもしれないかもしれませんが、難しいところです。政治が選択される選挙の際に、市民の自由な意思がいかに反映されるようにするかということだと思います。

それから選挙が終わり政治が選択されて、いよいよ政治が執行されていくわけですが、すべての過程において、常に市民の意思が反映されるということが担保されなければいけないということ。これも一言で言えばこういうことですが、そのやり方、考え方は非常に難しく、私もまだ考えが十分に煮詰まっていません。

それでは、肝腎な市民の意思とは何かといえ、**「すべての情報が公開され、議論が尽くされ、自由に発言されるもの」と**、簡単にいえばこういうことかなと考えています。ただ、政策課題とかテーマによって、対象となる市民の範囲が異なってきます。憲法であれば、国民全体の意思を考えなければならない。原発もいろんな段階がありますが、立地自治体の市民の意思だけが現実の政治の対象とされています。

基地も立地自治体の意思が政治の主な対象になっています。原発に限っていえば、福島の実験の経験からすれば、そんな

な狭く限定できるものではないということの思い知らされました。立地自治体だけではなくて、影響を受ける周辺自治体の住民の意思も、ここでいう市民の意思として尊重しなければいけない。

原発から 30 キロ圏内にある自治体は、避難計画を策定することになっています。先日の判決では、福島事故の際の最大の避難可能性、危険性のあった区域をとりあげて、なんと 250 キロ圏の住民に差し止める権利があるとされています。そういうふうにとらえたら、原発問題は、地域全体あるいは日本全体で考えるべき課題かもしれない。要するに政策によって、市民の意思を考える際に対象とすべき市民の範囲が変わってくるようになります。

そういうことも念頭におきながら、簡単にいえば市民の意思によりすべての政治が決まるというのが原則です。この原則を政治の最初から最後まで担保できるように、まず法制度として仕組みを作る必要があります。法制度にできない部分もたくさんあるので、そこは、政治の側の努力が求められることになります。市民の意識も変わらなければなりません。法制度の整備、政治の努力そして市民の意識の変化、これらが総合的にうまく機能するようになって初めて、政治の執行のすべての過程において市民の意思が反映されることになると思います。

<民主主義の仕組みづくり>

そういう根本的な考えにもとづいて、市民の意思を確実に政治に反映させるための仕組みづくり、制度づくりについて、具体的な提言を行います。

1. 前提としての情報公開

すべての情報が公開されることが大前提になります。はっきり言って、現在の情報公開制度は多くの問題を抱えていて、あまり機能しているようには思えません。必要な情報がなかなか出てこないということは我々も何度も経験しました。例外はあるにしても、原則として市民、国民のために政治・行政が行われているわけですから、個人のプライバシーの問題など特別なものを除いて、原則はすべて公開されるべきものだと思います。すべて市民、国民のものだと考えますから。その情報を市民がいかにか判断するかということだと思います。外交交渉など当面は公開できないものもあるでしょうが、そういうものでさえ、時の経過とともにいずれは公開すべきです。その大原則が徹底していないのです。

具体的な問題点を挙げれば、現行の情報公開法や条例では、非開示の情報として、行政内部の検討協議に関する情報、「意思形成過程情報」というのが必ず規定されています。私も岩国で「情報公開条例」を作ったとき、ほかの条例を参考にして、安易にそれを入れてしまったのですが、概念が不明確で、行政側の姿勢いかんによって、事実上非公開の口実にされる場合が多いというのが現実です。端的に言えば、内部の検討過程の段階、意思形成の段階にあつたら、公開しないでもいい、と解釈できるのですが、たとえば愛宕山の売却に関する話がもちあがったときに、交渉過程に係る内部文書の公開を求めて裁判まで行われましたが、結局、何年間も売却の手続きが行われていて、売却が終わってないから、すべての過程が意思形成過程だから公開できない、と言われてしまいました。というこ

とは全部が終わっていないと我々は情報を見ることができない。それでは市民は判断のしようがない。その間に何をしようとも、あとの祭りになってしまいます。それは拡大解釈なのです。

本当は、国と交渉し、県と交渉し、いくつもの行政行為がある、その一つ一つに結論が出ていけば、それはもう意思形成過程ではない。県や国から言ってきたことに対してどうしようかと協議している、この段階で公開するというのは少し無理があるかもしれない、その結果、国に対する対応方針が決定されれば、もう意思決定された情報ですから、非公開にはならないのですが、それを拡大解釈して、すべて決まるまでは意思形成過程だと恣意的な解釈ができる余地を残している、ここに非常に大きな問題があると感じました。

それから、一番ずるいやり方としては、「情報がない」といって逃げる方法があります。意思形成過程の情報だから非開示という決定が行われれば、異議申し立てして裁判することもできますのですが、「存在しない」と言われると、なかなか打つ手がない。本当に都合の悪い場合は、行政はこれで逃げる。そうすると対応が困難になります。

実は私は今、外務省に対して情報公開請求をしています。安倍さんが靖国神社に参拝した後で、アメリカが反発したとき、外務省が中心になって、アメリカに対して「想定問答集」を作った。

それが今年の2月にテレビで放映されました。面白いことが書いてありました。例えば靖国神社の参拝に文句をいうことは、アメリカにとっても、日米関係にひびがはいり、中国を利することになる、というようなくだらぬ答弁が書い

てありました。2月に外務省に情報公開請求しました。いまだにいい回答が返ってきてないのですが、1か月間が回答期限でした。その期限がきれる3月頃になって「1か月間期限を延期します」という回答がありました。理由がふるって、「情報公開の担当部局が忙しいから」と書いてある。規則では、手続きに時間がかかる場合は延長できるということだと思いますが、単に仕事が忙しいというのは理由にならないはずです。

仕方がないから1か月待っているとやっと決定がきました。もちろん非開示ですが、その理由として一言「存在しない」と書いてありました。この「想定問答集」は、関係部局を探したけれど、存在しないというのです。ずるい手を使うなと思いました。そう言われるとどうしようもない。

この処分に不服がある場合には30日以内に異議申立てを行うことができることになっていますので、さっそく異議申立てをしました。

そしたらすぐ返事がきて、封書の表書きに外務大臣名で、「補正命令書」と書いてある。どうして私が外務大臣から命令されなければいけないかと思って開けたら、「異議申し立て書に不備がある」から補正しろということです。それまで何回もやりとりして、私の名前も住所もわかっているのですが、正式には異議申し立ての本人の名前、住所、年齢、理由などを全部書くことになっているようです。それで補正命令を出したようですが、形式的で仰々しいことです。

仕方がないからすぐに補正して、5月の連休明けに送ったところでした。情報公開法があり、情報公開を担当する専門部局があっても、なかなかまともな議論に

ならない。異議申立てに対しても、もしかしたら、大臣が忙しいからまた1か月延期すると言ってくるかもしれないなど思いながら、次の段階として外部の委員も含めた審査会なるものがあるのでしょうか、裁判まではできませんが、そこまでは付き合ってみようかと考えています。

これは一つの例ですが、役所にとって都合が悪いと出したくない。岩国市に内部文書の公開を求めたとき、それは意思形成過程だからといって拒否されました。すでに愛宕山は売却されていますから、今同じものを要求したら出てくるに違いない。

平岡 「意思形成過程情報」と書いてあるが、意思形成過程にあるときには情報は出せないということか、意思決定された話だけれど意思決定されるまでの過程の情報が出せないということか、どっちなのか。意思決定された後であっても、意思形成過程の情報は出せないということのように見える。

井原 そうではないと思います。

平岡 意思形成過程では出せないということか。

井原 そうだと思います。そこまでつきつめて法的な議論は私もしてないので、若干の疑義は残りますが、その理由として、職員が自由に議論できない、職員の自由な議論を妨げるからとされています。

平岡 いずれの段階でも出せないというのがあると思う。

井原 それでは全部出せないことになる。

平岡 閣議情報は、形式的な情報でしかない。既にどこか別のところで

すべて決まっているのに、その情報は出さない。どうやって決まったのか、ということも本当は我々は知りたい。いま井原さんが言われたように、意思形成過程情報は我々は知りたい情報であるけれど、意思形成過程では出せないということでも、いずれは出てくるから、ある程度の情報公開の意味はあるのかと思う。

井原 平岡さんの言われた部分の解釈は固まっていると思います。終わったら公開するということだと思う。

せっかく情報公開法ができて、逆に情報の非公開のために使われる場合がある。私は自分で岩国の「情報公開条例」を作ったのですが、今は十分に機能していない。行政の姿勢いかんによって悪用されるような規定は設けてはいけなかつくづく思いました。非開示情報の中から、恣意的な判断の根拠にされるような意思形成過程の情報は除外する。或いはもう少し明確に定義する必要があります。

そういう恣意的な判断を防ぐために、情報を持っている行政が判断するのではなく、外部の審査機関に公開の判断をさせるようにすれば、かなり効果があると思います。

現在の情報公開は、こちらが求めて初めて行われるものですが、行政自らが情報公開することをもっと義務付けていく必要があると思います。さっき、平岡さんが言われた、閣議の議事録がないということはありえないと思うのです。原発事故の際のいろいろな対応の記録がないということでしたが、そんなことはあり得ないと思うのです。そういう会議の議事録なども積極的に公開して、すぐ公開できなければ、時間がたてば必ず公開す

るという仕組みを作る必要がある。今の情報公開制度の中では、電子情報も公開の対象になります。

2. 政治の選択—選挙

次に政治の選択について。選挙において、一人ひとりの市民の自由な意思によって政治が選択されることが一番大切、基本なのですが、それがなかなか難しい、全く機能してないと私は思います。この点を変えなければ、政治も変わりません。

どうして市民の自由な意思で選ばなければいけないか、たとえば団体や企業などの意向でその構成員が投票することになると、何百人いても団体として一つの意味しか持たないことになってしまう、そうなればなるほど市民の意思とはかけ離れてしまう。民主主義の基本が失われてしまいます。団体の意志はもちろんあるわけで、それに何百人の人が従ったら、個人個人の生活や生きることに关する意思は反映されなくなる。自らそれを捨ててしまう方も悪いのですが、社会の仕組みのなかで団体に拘束され、その指示に従わなければならないとなると、人間は正直なもので、言われるままに投票するということはたくさんある。そういう指示や依頼、お金や圧力などによって、本来の個人の意思とは違う部分で投票することになると、それは多くの市民が自由な意思で投票して、その総意として政治が選ばれていくことを妨害することになりますから、民主主義の基本がなくなってしまう。そういう選挙をやればやるほど、その結果出来上がる政治は市民ではなく団体の方を向く、団体の利益を優先する、いわゆる利益誘導型の政治になってしまう。それは必然だと思いま

す。

これを変えるのはなかなか難しいのですが、やはり選挙では候補者の理念と政策を基準に有権者の自由意思により投票が行われるということを、できるだけ理想に近い形で実現できるように、今の選挙制度を抜本的に変えていく必要があります。選挙制度だけでは規制しきれないでしょうから、市民、国民の意識も変わらなければいけない、政治家や政党の意識も変えていかなければいけない。言うは簡単ですが実現はなかなか難しいことがたくさんあると思います。

現在、選挙は個人でやることになっていて、いろいろな規制はありますが、1週間から2週間という短期間に行われ、その規制はすごく厳しくなっていますが、その前の段階は事前運動ですから、私も経験しましたが、かなり自由に好き勝手なことをして事実上選挙運動をしているのです。多くの場合、とにかく票をとるために依頼や圧力、お金とかそういうものが大事になって、本当に政策を選ぶということはない。最後の1週間でポスターが貼られ、政策討論会が行われ、テレビで放映する、それは形式的なものに過ぎない。あまり長いと大変なので、選挙期間を1か月から3か月程度長くして、選挙の運営を、個人ではなくて公的に行うようにした方がいいのではないか。必ず演説会や討論会を公的に実施すれば、それから逃げるわけにはいかないし、公平に多くの方が理念や政策、人柄を知ることができるようになる。個人による選挙運動を制限し、企業・団体による関与を禁止する一方で、公的な形で公平に候補者の理念や政策を有権者が十分に知ることができるような工夫が必要だと思えます。

3. 政治の執行—政策の実施

それから、次は政治の執行について。選ばれた政治家が政治を執行するわけですが、選挙で選ばれたからといって白紙委任されたわけではありません。選挙が終われば、公約が簡単に破られ、大切な情報が隠され、市民の声は聞かないようにして、自分たちの思ったとおりにやっいていこうとする。公聴会やパブリックコメントなどの仕組みもありますが、これはご存知のとおり、全く形式的で、市民の意見が反映されることはあり得ず機能していません。

政治家たちは、都合がいいときは選挙が民意だと言い、負けたら選挙は民意ではないと言う。もともと選挙は人を選ぶもので、政策よりも人柄が重視される場合もある。政策についても人々の関心は様々であり、特定の政策が選択の基準になるわけではありません。

さらに言えば、団体の指示や圧力などで人を選んだりするわけですから、そもそも政策で選んでいない場合も多くある。選挙で当選したからといって、個別の政策で民意が得られたということはほとんどないと思います。例外的なものもちろんあります。名護の市長選挙のように普天間基地の移転反対、賛成ということで明確にやれば、それは一つの大きな民意となりますが、多くの場合はそうではない。個別の政策に関する民意を測る手段としてははなはだ不十分である。当選したから、政権をとったからといって、その後の政治を有権者から白紙委任されたわけではありません。政策を実施する過程においても常に民意を反映させる努力を政治の側は必ずしなければいけないと思います。それぞれの政策について民意がどこにあるかということ把握

する努力を十分にする必要があります。

さらに言えば、選挙は一つの時点ですから、選挙が終わって例えば4年間信任をうけて政治をする間、情勢は常に変化するわけです。情勢変化に対応して政策も変化する、ということであれば、選挙ですべて民意を測ることはそもそも不可能なのです。その時々的情勢変化に応じて民意をきちんと把握していかなければいけない。

結論はそうですが、具体的にどうすればいいかということになると、なかなか難しい問題です。

① 個別の政策決定過程への民意の反映

住民に新たな負担や義務を課し、生活に大きな影響を与える政策の決定・実施に当たっては、事前に住民の理解を得る、そういう仕組みを作る必要があります。

この場合の住民とは、今は自治体の枠で考えていますが、政策自体は自治体の枠にとられるものではないので、個別の政策により直接影響を受ける範囲の住民を対象とすべきだと思います。だから原発になるとかなり広がっていくこととなります。逆に岩国の基地問題を考える場合、岩国市全体の住民というよりも、東地区から川下、由宇町にかけて、被害を直接受ける地区の住民を対象として考えていかなければならない。政策のテーマによって対象となる住民の範囲も変わり得る。

もう一つ大切なことは、原発の交付金や米軍再編交付金など、国のお金を使って、住民の賛同を得ようとする政策がずつつと行われているのですが、こういうものをなくしていかなければいけないと思

います。政策自体のよしあしを判断することができなくなる人たちがいるわけです。お金を重視して、政策自体に対する判断を後回しにしてしまう。結局住民が分断されていくことになる。その手段として国の税金を使うのは、間違っていると私は思います。あれだけの原発事故があつて、先日の福井地裁の判決が出て、例えば、「私たちは生活がかかっているので、原発がなくては困ります」というインタビューがよく放映されますが、すごく悲しい。国の政策に完全に利用され、そういう意識にされてしまった。聞いていて本当に悲しいことだと思う。そうではなくて、政策に対する住民の意思を考える場合、お金で判断を狂わせるというのではなく、政策の必要性とその影響などについて情報公開をした上で、本当に住民の理解をえる努力をしなければいけない。その結果住民の理解が得られなければ、そういう政策は実施してはいけない。難しいからと言ってお金で住民を分断して無理やり押し付けるのは、政治として間違っています。逆に言えば、いくら迷惑がかかるような政策であっても、一見不利益になるように見えても、本当にそれが住民や地域のため、そして国全体のために必要なことなら、きちんと説明して、とことん議論していけば必ず住民、市民のみなさんも理解してくれると私は思います。

もちろん政策として、騒音などいろいろな悪影響が出るときは、それをできるだけ軽減するための対策を行い、さらに事後的にきちんと補償することも必要ですが、意思決定を左右するための交付金や補助金などは、税金の使い方として間違っており、そういうものはなくすべきである。

ただ、住民の範囲にはいろいろある。その範囲を対象として、どうしたら住民の理解を得たことになるかということとは難しい。自治会などを通じて意見集約することも現実的な一つの方法として考えられますが、もうすこしきちんと制度化する必要があると思います。そうでなければ、先日の愛宕山工事説明会のように、単に形式的に説明することで終わってしまう。それではここでいう住民の理解にはつながらない。

② 住民投票・国民投票の法制化

そして最後の手段としては、住民投票、国民投票が、住民の意思を把握するための大事は、明確な仕組みになると思います。特定の地域に関わる重要な政策については、その地域を対象とした住民投票により、住民の意思を直接確認する必要がある。憲法や原発など国の将来に関わる重要な案件については、国民投票により最終的に決定すべきである。頻繁に住民投票するという事にはならないと思いますが、大切なものについては住民投票を活用して、最終的な意思を確認する必要があると思います。住民投票といえども完全ではありませんが、個別の政策について直接問うわけであり、民意を把握する手段としては、現行の仕組みの中では、はるかにこちらの方が有効ですから、その結果をしっかりと尊重して決定していくことが必要です。

国民投票については、一部憲法改正など法制化されていますが、その他の案件については、そういう制度がありません。住民投票については条例がありますが、民主党も考えていたように、法制化が必要です。

以上①、②ともいづれも難しい点では

ありますが、住民の意思を把握する手段、仕組みを作る必要があります。

4. 政治倫理条例・法律の制定

民意を反映するという民主主義を徹底する上で、政治の側の襟を正すという意味で、政治倫理というものをしっかりと確立できるような法律制度がもう少し必要だと思えます。

政治家と行政の不必要な接触の禁止。口利きやあっせん、不当な圧力の禁止など、すでに法制度はありますが、抜け道がいっぱいあるようです。

それから、行政に対する不当な圧力の禁止の実効をあげるために、議員からの要望・要求は、すべて記録し、公開していくこと。岩国でもこうした制度を作ったのですが、うまく機能しませんでした。

政治とお金も長年の課題ですが、企業、団体のすべての寄付の禁止も必要ではないか。

<民主主義を実現する方法>

最後にこうした民主主義を実現するというのは、市民の生活を守るために市民のための政治を作りあげることですから、市民自らが勝ち取らなければなりません。我々はそういう思いで活動しています。様々な市民活動ももちろん大切ですが、次の段階として、市民の代表である政治家を自ら作っていく、そしてその政治家を通じて、政治を変えていく必要があります。よくいわれるお任せ政治ではいけない、政治は自分たちのためにあるのですから、市民自ら政治に直接的に関与して、政治を変えていくという努力をもっとしなければ、民主主義を勝ち取ることはできないのではないかということ、最後に付け加えておきます。

